

潟上市自治基本条例の見直しについての方針

令和6年10月8日
潟 上 市

1 潟上市自治基本条例の見直しに関する検討について

潟上市は、市民の「参画」と「協働」による市政の運営を目指し、潟上市の自治に関する最高規範と位置づける「潟上市自治基本条例」を平成24年6月に公布、翌25年1月1日に施行しました。

条例第30条には、「市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化に照らしてこの条例の内容を見直し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。」と、見直し規定が設けられています。

この規定に基づき、平成28年、令和2年に行った見直し（ともに、結果として条文は改正せず。）に続いて、今般、3度目の見直しに関する検討を行いました。

<検討方法>

- ①市では、令和6年9月5日に「潟上市自治基本条例の見直しに関する取組方針」を定め、条例制定後の取組状況の取りまとめを行いました。
- ②市民からなる「潟上市自治基本条例推進委員会」を令和6年9月30日に開催し、見直しに関する意見聴取を行いました。

【潟上市自治基本条例推進委員会において出された意見】

- 現時点では条文を改正する必要はない。
- 制定から10年以上が経過する中で、依然として条例の認知度がなかなか高まらないことは課題。
- 市民と条例の理念を共有できる機会を様々な場面で創出し、より関心をもってもらえる活動を行っていく必要がある。

2 検討後の条例の見直しについての方針

今後も条例に定める自治の基本原則に添った取組を推進する必要があるとともに、各条文に基づいた取組も継続的に行われていることから、条例の条文改正は行わないこととします。